



助成の要件

- 地上1階部分が、内装制限を受ける調理室等を設けている店舗等であること。
- 内装制限を受ける調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつその下地を不燃材料で造ること。
- 風営法第2条第1項に該当する店舗等ではないこと。

助成額

①と②を比較し、少ない額

$$\text{①} \quad \frac{\text{新築の建築工事に係る費用(税抜)} \times \text{新築建築物の地上1階の店舗部分の床面積の合計}}{\text{新築建築物の延べ床面積}}$$

② 上限 **100万円**

助成の流れ

申請に必要な書類

申請の
タイミング

事前相談



⚠ 交付対象確認申請は、工事着手前に必ず行ってください。

1

申請者 目黒区

交付対象確認申請書の提出

約2週間

交付対象確認通知書の交付

工事着手可能

新築工事完了
(建築確認検査済証交付後)

支援③戸建建替え助成又は④共同住宅建替え助成の申請に必要な書類に加え、下記を**追加提出**

- ☐ 店舗等の床面積及び構造・設備がわかる図面
- ☐ 建替え工事に係る見積書又は契約書のコピー
- ☐ 使用する不燃材料がわかる資料(仕上げ・下地表等)

2

助成金等交付申請書の提出

完了検査(写真確認等)

約2週間

助成金等交付決定通知書の交付

支援③戸建建替え助成又は④共同住宅建替え助成の申請に必要な書類に加え、下記を**追加提出**

- ☐ 店舗等内部の写真(火気使用設備箇所を含む)
- ☐ 建築工事費の請求書・領収書のコピー
- ☐ 不燃材料の納品書等

3

助成金等支払請求書の提出

約4週間

入金 ※口座で確認してください。

- ☐ 助成金等支払請求書(様式はHPへ)

申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご相談ください。

各種様式
不燃化特区制度
区Webページ

